資産運用セットプラン（投資信託プラン）定期預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。
お預け入れいただきましたご預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（Ｍ型）〔単利型〕、及び「しみず預金規定集」の総合口座取引規定に基づきお取扱いさせていただきます。

１．（預入対象者）
本定期預金のお取扱期間中に投資信託を５０万円以上（手数料込）お申込みいただいた個人の方。

２．（お取り扱い条件）
（１）投資信託のお申込日から１ヶ月以内（お取扱期間中）に、本定期預金をお預け入れいただけます。
（２）本規定において「新規資金」とは、投資信託のお申込日から遡って３ヶ月以内、または同日以後の本定期預金作成日までに、現金・お振込等により新たにお預け入れいただいた資金をいいます。
（３）新規資金を原資とする本定期預金と、新規資金以外の資金を原資とする本定期預金を合わせたお預入総額は、投資信託申込額（手数料込）の４倍を上限とします。
（４）前項のお預け入れ総額のうち、新規資金以外の資金を原資とする本定期預金のお預け入れ額は、投資信託申込額（手数料込）の２倍を上限とします。
（５）新規資金以外の資金を原資とする本定期預金については、当行普通預金及びお取扱期間中に満期が到来する定期預金からの預け替えによるお預け入れも可能です。

３．（預け入れ）
（１）この預金は、本定期預金のお取扱期間毎に定める金額の範囲および預入期間でのお預け入れとします。
（２）この預金は、自動継続自由金利型（Ｍ型）〔単利型〕（元加式または利払式）とし、定期預金通帳および総合口座通帳でのお預け入れとします。

４．（約定利率）
この預金の利率は、預入日の自由金利型定期預金（Ｍ型）〔単利型〕スーパー定期の預入期間に応じた店頭表示利率に、本定期預金のお取扱期間毎に定める当行所定の利率を上乗せした利率を初回の満期日まで適用します。

５．（自動継続）
（１）この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間で自由金利型定期預金（Ｍ型）〔単利型〕（元加式または利払式）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
（２）この預金の継続後の利率は、継続日における自由金利型定期預金（Ｍ型）〔単利型〕スーパー定期の店頭表示利率とします。

６．（規定の変更等）
（１）この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
（２）前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上
2026 年 11 月 16 日現在

清水銀行